

鳥取縣公報

第百七拾貳號

昭和五年十二月二日

火曜 日

告示

◇鳥取縣告示第三百五十號

昭和五年十一月產婆名簿ノ訂正セシ者左ノ如シ

昭和五年十二月二日

鳥取縣知事 神田 純一

住 所 鳥取縣八頭郡智頭町大字智頭四八五番地

昭和五年十一月七日付鳥取縣八頭郡那岐村大字奧本四八八番地ヨリ住所移

轉ニ付名簿訂正方出願ニ對シ同年十一月二十四日訂正

安 住 さ つ よ

◆鳥取縣告示第三百五十一號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スベキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和五年十二月二日

鳥取縣知事 神 田 純 一

社 格	所 在 地 名
社	東伯郡古布庄村
	古布庄神社

◆鳥取縣告示第三百五十二號

明治四十一年七月内務省令第十二號會計ニ關スル規定ヲ適用スベキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和五年十二月二日

鳥取縣知事 神 田 純 一

社 格	所 在 地 名
社	東伯郡古布庄村
	古布庄神社

彙報

市町村吏員異動

昭和五年七月十四日再任	八頭郡池田村収入役	門河	近藏
同 五年七月十五日滿期	氣高郡中鄉村助役	尾崎	市藏
同 五年七月十七日就任	氣高郡中鄉村助役	廣富	幸松
同 五年七月十八日就任	東伯郡南谷村長	西田	豊藏
同 五年七月二十日辭任	日野郡日野村長	佐々木	顯一
同 五年七月二十四日再任	西伯郡高麗村収入役	松南	政好
同 五年七月二十四日就任	西伯郡上長田村収入役	遠藤	熊市

昭和五年十二月二日印刷
昭和五年十二月二日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 支所